平成２２年（フ）第６６７９号
大阪府寝屋川市桜木町22番12―202号
債務者　吉良川興業こと　久保　光則
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾田　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６８７号
大阪市旭区中宮５丁目16番19号　プリモ中宮103
債務者　椙山　明美（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大河内義之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６９３号
大阪市西区新町１丁目31番６号　フリーデ新町301
債務者　プルニエこと　中林　諄作
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾田　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７３９号
大阪市西成区千本北２丁目30番５号
債務者　横井秀明こと　黄　　秀明
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平松亜矢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月２日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７７８号
大阪府箕面市桜ケ丘５丁目６番17号
債務者　須川龍泉堂こと　須川　清廣
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　祐輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８１７号
大阪市旭区高殿５丁目12番６―1011号
債務者　吉原　茂子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名取　伸浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２５７３号
名古屋市名東区牧の原３丁目808番地の２　スカイハイツA101号
債務者　増田　好江
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１９号
岩手県一関市滝沢字矢ノ目沢65番地235
債務者　小岩　　博
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２９２号
山形市江南３丁目12番４号西C
債務者　勝又　亮一
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１０号
山形県東根市神町南２丁目４番116号　神町南団地A棟16号室
債務者　阿部　　勉
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９号
群馬県沼田市上発知町2279番地
債務者　戸丸りつ子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第２５２号
千葉県四街道市下志津新田2545番地701　サンクレイドル弐番館107
債務者　立石富士美
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２６７号
千葉県白井市堀込１丁目３番10棟106号
債務者　門脇　義弘
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２６８号
千葉県白井市堀込１丁目３番10棟106号
債務者　門脇　恵子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２７６号
千葉県佐倉市上座558番地26　マイキャッスルユーカリが丘107号
債務者　片平　優子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２８０号
千葉県印旛郡酒々井町尾上59番地８
債務者　西村　主税
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２８９号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井１丁目１番51　コーポシャトレ15―101
債務者　細谷ゆかり
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部